

個人住民税特別徴収のお知らせ

～事業主の皆様へ～

従業員の個人住民税は、特別徴収（給与天引き）により納付してください。

愛媛県と県内全市町では、「個人住民税特別徴収の完全実施」に取り組んでおり、平成27年6月の給与から特別徴収（天引き）を実施していただいております。

特別徴収（給与天引き）を実施していない事業者に対しては、強制指定をするなど特別徴収実施を強く要請していきます。

○ 個人住民税の特別徴収とは、

事業者（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に個人住民税の納税義務者である従業員等（給与所得者）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、市町へ納入していただく制度です。

※ 事業者は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（法令に定められた事業者の義務です。）

○ 特別徴収の事務の流れ

所得税の源泉徴収義務のある事業者は、1月31日までに従業員が居住する市町に対し、「給与支払報告書」を提出してください。

毎年5月31日までに、事業者あてに「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」が送付されます。そのときに年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から天引きを開始してください（翌年5月まで）。

納期限は、月々の個人住民税を天引きした月の翌月10日です。各従業員の住所地の市町へ納入してください。

個人住民税の特別徴収の方法による納税の仕組み

